

平成28年度

労働保険年度更新のしおり

1. 第2種特別加入者（一人親方等の特別加入者）の年度更新事務処理について

- 平成27年度の確定申告
継続加入者及び平成27年度中に「加入」「脱退」した者について確定精算の申告を行います。
- 平成28年度の概算申告
平成28年度について「継続加入者」及び「新規加入者」により概算保険料を算定し申告を行います。
なお、「新規加入希望者」「脱退希望者」の加入・脱退の手続きは、必ず事前に「特別加入に関する変更届(様式第34号の8)」を所轄監督署を経由して労働局長へ提出する必要があります。＜希望日の30日前から提出が可能です。＞
- 一人親方等の保険料
特別加入保険料については、原則として1保険年度単位ごとの定額制とされていますが、保険年度の途中で「特別加入に関する変更届(様式第34号の8)」により、新たに特別加入が認められた場合及び保険年度の中で特別加入の脱退が認められた場合については、「別紙様式第1号 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を作成することにより月割り計算することが可能です。

2. 年度更新申告の提出書類について

- ①年度更新申告書 ※納付書は切り離し保険料を添えて金融機関へ(口座振替を除く)
- ②組様式第6号(乙)保険料申告書内訳
- ③別紙様式第1号 特例計算対象者内訳 ※年度「途中加入者」及び「中途脱退者」がいる場合に提出。
- ④特別加入者名簿の作成(任意用紙)

なお、給付基礎日額変更を希望する場合は、前年度末までに事前の申請が必要です。

必ず、前年度の3月2日～3月31日までに「特様式第2号給付基礎日額変更申請書」を、所轄監督署を経由して労働局長へ提出して下さい。

以上について、下記及び次ページ見開きの記入例を参照して作成の上、提出書類は必ず期限内に所轄監督署又は労働局に提出し、納付書は金融機関で納付(口座振替は除く)して下さい。

<平成27年度確定申告>

記入例では「特別加入者名簿」整理番号1～5の全員が平成27年度中に在籍した特別加入者です。各加入者の保険料算定基礎額は「特別加入保険料算定基礎額表」から算定します。

一年間(12ヶ月)加入者は整理番号1、2、4です。年額での算定となります。

平成27年度途中の加入者は整理番号5、途中脱退者は整理番号3となり、ともに加入月数に応じた月割り計算となりますが、必ず「別紙様式第1号 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を作成して下さい。次に記載例のとおり、各加入者の保険料算定基礎額を全て合計します。合計金額の千円未満を切り捨てた金額を「組様式第6号(乙)保険料申告書内訳」に記入し保険料率を乗じて確定保険料を算出します。

<平成28年度概算申告>

記入例では「特別加入者名簿」の整理番号1、2、4、5の4人が28年度も継続加入の対象となります。各保険料算定基礎額は年額(12ヶ月)算定となりますので集計したものを「組様式第6号(乙)保険料申告書内訳」の保険料算定基礎額総計に記入し保険料率を乗じて概算保険料を算出します。

以上により、確定・概算保険料額を年度更新申告書に転記し、今期納付額を納付書(領収済通知書)に転記します。

特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎 日額	保険料算 定基礎額	特例の 1/12の額	加入期間別の保険料算定基礎額									
			2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

第二種特別加入保険料率表

種類の番号	事業又は作業の種類	労災保険率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	1000分の13
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	1000分の19
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	1000分の46
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	1000分の52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	1000分の7
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	1000分の14
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業 (船員法第1条に規定する船員が行う事業)	1000分の49
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業(指定農業機械従事者)	1000分の3
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	1000分の3
特 10	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又は口の作業 (金属等の加工、洋食器加工作業)	1000分の16
特 11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	1000分の7
特 12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	1000分の17
特 13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	1000分の4
特 14	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	1000分の18
特 15	労災保険法施行規則第46条の18第2号口の作業 (事業主団体等委託訓練従事者)	1000分の3
特 16	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	1000分の9
特 17	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	1000分の4
特 18	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者)	1000分の6